健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案に関する意見募集の結果について

令和８年 11 月 11 日
厚生労働省
保険局国民健康保険課

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案について、令和８年８月 27 日（木）から令和８年９月 26 日（土）まで御意見を募集したところ、11 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	（財政安定化基金の取り崩しに関するご意見） 財政安定化基金を効率的に利用するために、政策効果検証を含めて KPI を設定する等の措置を講ずるべき。	○　財政安定化基金は、財源不足が生じる場合に備えるために各都道府県に設置したものであり、今回新設する使途による取崩しについても、従来の使途に支障のない範囲内においてのみ行えることとしています。 ○　また、今回新設した要件により基金を取り崩した場合には、現行の３年間よりも長い期間をかけて積み戻すことができるよう規定しており、基金の適切な運用及び将来の保険料への影響に配慮しております。 ○　いただいた政策効果の検証等に関する御意見については、今後の制度運営の参考とさせていただきます。

２	（国保組合の補助率見直しに関する御意見） 補助率の下限を設ける必要があるのか。財源が限られている中で、国民健康保険組合が国庫補助なしに運営できた方が組織として健全であると考える。	○　国保組合には事業主負担がないこともあり、国保制度の一環として、同じく事業主負担がなく国庫補助を行っている市町村国保とのバランスを踏まえ、一定の補助を行っています。 ○　今回の見直しでは、こうした制度趣旨を踏まえつつ、国保組合ごとの財政状況や負担能力等を考慮し、公費負担の公平性を確保する観点から補助率の見直しを行うこととしております。 ○　いただいた御意見については、国保組合の財政運営への影響等も踏まえ、今後の制度改正の参考とさせていただきます。
３	（国保制度全体に関する御意見） 国、都道府県、市町村、保険者それぞれの役割を明確にしていただき、人口減少や高齢化など地域だけでは対応が難しい構造的な課題と、地域や保険者の取組によって改善できる課題とを可能な限り区分しながら、負担の公平性、制度の持続可能性、透明性を両立する制度設計としていただきたい。	○　国民健康保険制度については、国が制度設計を担い、都道府県が財政運営の責任主体として納付金の決定等を行うとともに、市町村が保険料の賦課徴収や保健事業等を実施することとしており、それぞれの役割に応じて運営しております。 ○　また、都道府県は、市町村の意見を聴いた上で、域内の統一的な国保の運営方針を定め、医療費の適正化に向けた取組や保険料の納付状況の改善のための取組等を推進しております。 ○　今後とも、人口減少や高齢化等の構造的な課題への対応を図りつつ、負担の公平性、制度の持続可能性及び透明性の確保に努めてまいります。